

山形市総合福祉センター 貸館等（会議研修室等）の利用について（お願い）

山形県再拡大（リバウンド）防止特別対策期間のため、ご利用者の皆様におかれましては下記のとおりご協力をお願い致します。

記

1 実施期間 令和4年2月21日（月）～ 令和4年3月6日（日）まで（予定）

2 貸館等について

利用できる部屋 高齢者福祉室

交流ホール

3階会議研修室1、2、3、4

利用できない部屋等 1階会議研修室、児童遊戯室、温泉棟休憩室、1階交流ロビー、

2階交流ホール前ホワイエ、電位治療器

3 貸館の条件

① 利用者数の上限	高齢者福祉室	10人
	交流ホール	60人
	3階会議研修室1	28人
	3階会議研修室2	16人
	3階会議研修室3	6人
	3階会議研修室4	6人

② 感染予防にむけた遵守事項

- ・不織布マスクの常時着用をお願いします。
- ・咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方はご利用を控えてください。
- ・手指消毒を徹底してください。消毒液等は各自ご用意をお願いします。
- ・近距離での会話、発声は避けてください。
- ・1時間に1～2回程度の換気をお願いします。
- ・密集を避けるため、お互いの距離を1～2mあけてください。
- ・主催者の方は、参加者の氏名、住所等の把握をお願いします。
- ・衛生面を考慮し茶道具の貸し出しは行わないものとさせていただきます。

※上記取り扱いに関しては、状況の変化により変更する場合がありますのでご理解の程
よろしくお願い致します。

〈利用許可条件〉

- ア 新型コロナウイルスの感染状況次第によっては、貸館利用を中止させていただく
ことがあります。
- イ 新型コロナウイルスの感染状況により貸館利用を中止した場合に生じた損失につ
いては、山形市および山形市社会福祉協議会では補償いたしません。